



長野県報

8月29日(月)
平成23年
(2011年)
第2297号

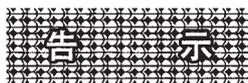
目次

告示

生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課)	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出(地域福祉課)	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	4

公告

平成22年度災害共済事業等の経営状況の公表(管財課)	4
長野県環境影響評価条例に基づく方法書の送付及び縦覧(環境政策課)	4
長野県環境影響評価条例に基づく準備書に係る公聴会の中止(環境政策課)	5
一般競争入札(水大気環境課)	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(経営支援課)	6
大規模小売店舗立地法に基づく聴取した意見の縦覧(経営支援課)	9
家畜伝染病発生の届出(2件)(園芸畜産課)	9
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課)	9
土地改良事業の工事の完了(2件)(農地整備課)	10
開発行為に関する工事の完了(4件)(建築指導課)	10
特定調達契約に係る一般競争入札(9件)(道路管理課)	11
一般競争入札(19件)(道路管理課)	20
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活環境課)	35



長野県告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成23年8月29日

長野県知事 阿部 守一

1 診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
諏訪クリスタル歯科医院	諏訪郡下諏訪町西赤砂4360-12	平成23年7月1日
芦澤整形外科	上伊那郡箕輪町大字中箕輪12205-2	平成23年6月8日
あるが歯科クリニック	上伊那郡宮田村7556番地25	平成23年6月1日
きらり歯科医院	北安曇郡松川村5689-349	平成23年6月1日
寿ヶ丘薬局	松本市大字中山7407番地7	平成23年8月1日
佐野歯科医院	松本市寿台2-6-12	平成23年7月1日
医療法人つちかね整形外科クリニック	駒ヶ根市下市場32-2	平成23年6月1日
片塩医院	飯山市南町22-10	平成23年6月2日
きうち薬局	佐久市中込3712番地5	平成23年7月1日
イオン薬局佐久平店	佐久市佐久平駅南11-10	平成23年7月1日
佐久平こころのクリニック	佐久市佐久平駅南14-6 新日本ビル102	平成23年8月1日
医療法人 安曇会	安曇野市豊科南穂高2820番地1	平成23年6月1日

2 指定訪問看護事業者

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指 定 年 月 日
株式会社 あず	松本市梓川倭2689番地10	訪問看護ステーション あず	松本市梓川倭2689番地10	平成23年8月1日

地域福祉課

長野県告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成23年8月29日

長野県知事 阿部 守一

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
あるが歯科クリニック	上伊那郡宮田村7556番地25	平成23年5月31日
有限会社 伊藤薬局	松本市元町2-2-15	平成23年7月1日
寿ヶ丘薬局	松本市大字中山字大久保7407番7	平成23年7月31日

佐野歯科医院	松本市寿台2-6-12	平成23年6月30日
つちかね整形外科クリニック	駒ヶ根市下市場32-2	平成23年5月31日
片塩医院	飯山市南町22-10	平成23年6月2日
きうち薬局	佐久市中込3712-5	平成23年6月30日
楢本内科医院	安曇野市豊科南穂高2820-1	平成23年5月31日

地域福祉課

長野県告示第603号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡谷市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
岡谷市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、伐採を禁止する。
岡谷市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
岡谷市（次の図に示す部分に限る。）
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第604号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 下伊那郡根羽村514の2、679の1、679の3
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第605号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡木祖村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて

縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県伊那建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年9月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年8月29日

長野県伊那建設事務所長 原 明 善

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 153号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡辰野町大字伊那富字山際1855番の1地先から 上伊那郡辰野町大字伊那富字清水20番の1地先まで	旧	6.3~12.1 ^m	0.5082 ^{km}
		12.0~24.3	0.4597
同 上	新	12.0~24.3	0.4597

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年9月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年8月29日

長野県飯田建設事務所長 三 井 宏 人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 親田中村線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市伊豆木5288番の1地先から 飯田市伊豆木5287番の5B地先まで	旧	5.6~8.9 ^m	0.0770 ^{km}
		9.4~28.1	0.0770
同 上	新	9.4~28.1	0.0770

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年9月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年8月29日

長野県飯田建設事務所長 三 井 宏 人

- 1 路線名 親田中村線
- 2 供用を開始する区間
飯田市伊豆木5288番の1地先から
飯田市伊豆木5287番の5B地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成23年8月29日

道路管理課



公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により財団法人都道府県会館理事長山田啓二から平成22年度災害共済事業等の経営状況について通知がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公表します。

平成23年8月29日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 災害共済事業

分担金その他収入	2,538,529,271円
災害共済金経費その他支出	1,917,873,330円
正味財産	4,489,218,609円
- 2 機械損害共済事業

分担金その他収入	1,083,684,997円
災害共済金経費その他支出	739,571,444円
正味財産	416,705,718円

管 財 課

公告

長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第7条の規定により 岡谷市長 今井竜五、諏訪市長 山田勝文、下諏訪町長 青木悟 から方法書の送付を受けたので、同条例第8条の規定により次のとおり公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供する。

平成23年8月29日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 事業者の氏名及び住所（事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

岡谷市長	今 井 竜 五
長野県岡谷市幸町8番1号	
諏訪市長	山 田 勝 文
長野県諏訪市高島一丁目22番30号	